

議会運営委員会会議録

令和5年12月15日（金）

（開 会） 9：30

（閉 会） 9：37

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第15号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出
 - (2) 議員提出議案第16号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出
 - (3) 議員提出議案第17号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出
 - (4) 議員提出議案第18号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出
 - (5) 議員提出議案第19号 ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書の提出
- 2 会期日程の変更について
- 3 請願第1号の採決について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

意見書案の調整結果について事務局から報告させます。

○議会事務局次長

意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思えます。

意見書案の調整結果についてご説明する前に、昨日、坂平議員、道祖議員及び瀬戸議員が所属する市民クラブの会派結成届が提出されておりますので、ご報告いたします。

賛否ですが、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」、「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」、「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）」及び「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」、以上4件につきましては、いずれも全会派、並びに川上議員、藤間議員及び藤堂議員が賛成ということでございました。

次に、川上議員から提出されました「ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書（案）」につきましては、全会派、並びに、藤堂議員が賛成、藤間議員が反対ということでございました。以上です。

○委員長

議員提出議案の取り扱いについてお諮りいたします。

「議員提出議案第15号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出」、「議員提出議案第16号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出」、「議員提出議案第17号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第18号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の

提出」以上4件につきましては、いずれも議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、それぞれ「議員提出議案第15号」が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣、「議員提出議案第16号」が、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣、「議員提出議案第17号」が、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）及び内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、「議員提出議案第18号」が、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案4件については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第19号 ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書の提出」につきましては、川上議員が提出者となり、賛成を表明されている会派の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び外務大臣とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和5年第6回 飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所で、本日、12月15日、金曜日につきまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託しております「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の2件については、今会期中における結論には至らなかったことから、1番目の委員長報告、質疑、討論、採決としていたものを、委員会の中間報告、質疑並びに委員長報告、質疑、討論、採決に変更するものでございます。

なお、議員定数のあり方に関する調査特別委員会の中間報告及び委員長報告につきましては、本特別委員会は全議員で構成されておりますことから、9月議会同様に、省略していただいておりますが、委員長報告の省略については、会議規則第39条第3項に「第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。」と規定されておりますことから、議長において、中間報告及び委員長報告を一括して省略を諮っていただいております。

また、委員長報告に対する質疑についても、同様に、議長において省略する旨の発言をしていただいております。

次に、その下の2番目ですが、先ほどご審議いただきました、議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を、追加するものでございます。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第1号の採決」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

福祉文教委員会に付託されていましたが「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」につきましては、同委員会において、不採択となっております。

よって、本日の採決につきましては、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をお諮りいたしますので、請願を採択することに賛成の場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

「請願第1号の採決」につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。